

いすみ市パブリックコメント手続要綱

(目的)

第1条 この告示は、パブリックコメント手続に関して必要な事項を定めることにより、市の基本的な政策等に対して市民への説明責任を全うするとともに、市の意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民とのパートナーシップによる市政の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、「パブリックコメント手続」(以下「手続」という。)とは、市が基本的な政策等を立案する過程において、立案の趣旨、目的及び内容等必要な事項を広く市民等に公表し、市民等から提出された意見を参考として政策等の意思決定を行った後、意見等の概要及び意見に対する市の考え方等を公表する一連の手続をいう。

2 この告示において、「実施機関」とは、市長(水道事業管理者としての市長を含む。以下同じ。)、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

3 この告示において、「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、手続に係る事案に利害関係を有する者

(対象)

第3条 手続の対象となる事項は、次に掲げるもののうち、実施機関において必要と認めるものとする。

- (1) 総合計画や各行政分野における部門別の基本計画の策定又は改定の案
- (2) 市政の基本的な制度を定めることを内容とする条例の制定又は改廃の案
- (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例(市税、分担金、使用料、手数料その他これらに類するもの及び利用料金に関するものを除く。)の制定又は改廃の案
- (4) 広く市民等の公共の用に供される施設の建設に係る基本的な計画の策定又は改定の案

2 前項の規定にかかわらず、迅速又は緊急を要するもの又は軽微なものについては、手続を行わないことができる。

(案等の公表)

第4条 実施機関は、政策等を策定しようとするときは、策定の意思決定を行う前の適切な時期に政策等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、併せて次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 政策等の案に対する意見の提出期間、提出方法及び提出先
- (2) 政策等の案を理解するための参考となる資料
- (3) その他手続に必要と認められる事項

(公表の方法)

第5条 前条の規定による公表は、広報いすみへの掲載、実施機関が指定する場所での閲覧、世帯への配布及びホームページを利用した閲覧等市民等が容易に入手できる方法により行うものとする。

(意見等の提出期間)

第6条 実施機関は、市民等から政策等の案に対する意見を募集するときは、政策等の案の公表の日から1月程度を目安として提出期間を定めるものとする。

(意見等の提出方法)

第7条 意見の提出の方法は、次のとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面等の提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他実施機関が適当と認める方法

2 意見等を提出しようとする市民等は、原則として住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）を明示しなければならない。

(意思決定に当たつての意見等の考慮等)

第8条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮し、政策等の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及

びその意見等に対する実施機関の考え方を公表するとともに、政策等の案を修正したときにおいてもその修正内容を公表するものとする。ただし、いすみ市情報公開条例（平成17年条例第9号）第7条に規定する非開示情報に該当するものは除くものとする。

3 第5条の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

（意思決定過程の特例）

第9条 実施機関は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関及び実施機関が設置するこれに準ずる機関が、第5条から前条までの規定に準じた手続を経て策定した報告及び答申等に基づき政策等の策定を行うときは、手続を行わないで政策等の策定の意思決定をすることができる。

（委任）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、現に立案の過程にある計画等で、市民等の意見等を反映させる機会を確保する手続を経たものについては、この要綱の規定は適用しない。